平成２７年（フ）第１０２８号
京都市伏見区竹田田中宮町６番Ｋ’ｓＶｉ１１ａ堀川５階503号
破産者　株式会社サンライフシステム
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３８号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｊ棟1106号
破産者　有限会社マックスシステム
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５号
神戸市垂水区高丸３丁目１―17
破産者　株式会社エムイーピー
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０１号
広島市西区西観音町20番19号
破産者　コアテクノサービス広島株式会社
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
福岡県大川市大字中古賀989番地３
破産者　有限会社松野装研
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
沖縄県那覇市金城５丁目７番地14エクセルビル２Ｆ－Ｂ
破産者　有限会社大平商事
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７８号
福島県二本松市郡山台44番地の８
破産者　有限会社アサノ製作所
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第５９４号
静岡県浜松市中区泉３丁目１番４号
破産者　有限会社池興業
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
三重県伊勢市神田久志本町1700番地７
破産者　有限会社ライフアップ
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名95番地１　ひまわり団地４－３－２
破産者　久保　貴史
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
徳島県徳島市南二軒屋町新開1210番地の23シャトル二軒屋302号室、旧住所徳島県徳島市八万町川南79番地の１・神奈川県横浜市中区石川町１丁目32番地２
破産者　内川　博之
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７１号
徳島県勝浦郡上勝町大字正木字寺内13番地１
破産者　上原　久美
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県南九州市知覧町郡187番地３
破産者　川辺　尚彦
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１号
鹿児島県南九州市頴娃町別府6923番地
破産者　福元　洋子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１３３４号
埼玉県川口市元郷６丁目17番７号　アミューズメント21元郷104号
破産者　吉井　重春
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
埼玉県行田市大字南河原854番地12
破産者　高橋　　智
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７１４号
愛知県あま市本郷取替76番地　サンツインズ桑山５Ｂ号
破産者　河本　寿根
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４８号
愛知県清須市須ケ口35番地　コーポ三輪101
破産者　渡邊　勇夫
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１６号
名古屋市昭和区元宮町４丁目２番地　メゾン・ド・イマージュ401号
破産者　尾﨑　竜敏
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部